

事 務 連 絡

令和 7 年 4 月 28 日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

障害福祉分野における「相談支援員」の周知用リーフレットについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃からご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度報酬改定で新設された計画相談支援における「相談支援員」の周知用リーフレット（別添参照）が、令和 6 年度障害福祉推進事業「相談支援員の配置促進のための調査研究」において作成されましたので、周知します。

各地方自治体におかれては、管内の関係団体、基幹相談支援センター、計画相談支援等の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関等に周知いただきますよう、お願いします。

また、このリーフレットも契機として、相談支援員に寄せられる期待やその役割の大きさを踏まえ、より多くの若い世代の方々に相談支援員を職業の選択肢として考えてもらうよう、養成機関への働きかけを行っていただくこととともに、相談支援員も含めた地域における相談支援体制の強化の在り方について改めてご検討頂くようお願いいたします。

本調査研究においては、相談支援員を配置している事業所及び実際に相談支援員として活躍されている方への調査またはヒアリングを通じて、相談支援員の配置は組織的な相談支援人材の確保につながるとともに、相談支援体制の推進に大変寄与していることが明らかになりました。報告書のまとめにおいて、「相談支援員」のさらなる活躍を推進するためのポイントを以下のとおり提示されているので、ご参照ください。

- 「相談支援員」配置がもたらすメリット
- 「相談支援員」の育成
- 「相談支援員」配置のために法人・事業所がもつべき視点

なお、厚生労働省としても、相談支援員の現状を把握し、今後の施策の参考にしたいので、相談支援員に関する取組状況や課題について、必要に応じて、以下の連絡先に情報提供等いただけると幸いです。

【報告書及びリーフレットの掲載先】

令和6年度障害福祉推進事業「相談支援員の配置促進のための調査研究事業」
一般社団法人 北海道総合研究調査会

[相談支援員の配置促進のための調査研究 | 報告書 | 一般社団法人 北海道総合研究調査会（略称：HIT）](https://www.hit-north.or.jp/report/2025/04/09/3118/)

(<https://www.hit-north.or.jp/report/2025/04/09/3118/>)

【連絡先】

担当：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
相談支援係（担当 小河、北野）

TEL：03-5253-1111（内線 3040）

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp